

侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント 質問事項及び回答様式

1. 基本的な考え方

- (1) 「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させた形で、侵害コンテンツのダウンロード違法化（対象となる著作物を音楽・映像から著作物全般に拡大することをいう。以下同じ。）を行うことについて、どのように考えますか。①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

- ① 賛成
- ② どちらかという賛成
- ③ どちらかという反対
- ④ 反対
- ⑤ 分からない

<回答欄>
⑤

2. 懸念事項及び要件設定

- (1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことによる懸念事項として、下記(i)～(vii)のそれぞれについて懸念される程度を、①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。その他、懸念事項があれば(viii)に記入して下さい。

- (i) インターネット上に掲載されたコンテンツは、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのか判断が難しいものが多いため、ダウンロードを控えることになる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

- (ii) 重要な情報をスクリーンショットで保存しようとする際に、違法画像等（例：SNSのアイコン）が入り込むことが、違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(iii) 漫画の1コマのダウンロードや、論文の中に他人の著作物の違法引用がされている場合の当該論文のダウンロードなど、ごく一部の軽微なダウンロードでも違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(iv) 原作者の許諾を得ずに創作された二次創作・パロディのダウンロードが、違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(v) 無料で提供されているコンテンツ（例：無料で配布・配信されている雑誌、漫画、ネット記事）が違法にアップロードされている場合に、そのダウンロードが違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(vi) 権利者がアップロードを問題視していない（黙認している）場合でも、ダウンロードが違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(vii) 権利者により濫用的な権利行使がされる可能性や、刑事罰の規定の運用が不当に拡大される可能性がある。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(viii) その他、懸念事項があれば記入して下さい。

<回答欄> (自由記述)

「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させた形でダウンロード違法化を行うことについては、違法化の具体的な要件を確認しないと、上記事項については懸念を抱かざるを得ません。

(2) 上記の懸念などを踏まえ、具体的にどのような要件・内容とすることが望ましいと考えますか。下記 (i) 及びその回答に応じた (ii) ~ (vi) の回答欄に記入して下さい。

(i) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する文化庁当初案 (添付 1 ~ 3 参照) について、どのように考えますか。① ~ ⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

- ① 適切である (文化庁当初案のままで良い)
- ② 違法となる対象が広い (文化庁当初案よりも違法化の対象を絞りこむべき)
- ③ 違法となる対象が狭い (文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき)
- ④ 具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき (政府における検討に委ねる)
- ⑤ 要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

<回答欄>

(ii) (i) で①を選択した場合、その理由を教えてください。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<回答欄> (自由記述)

(iii) (i) で②を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<回答欄> (自由記述)

(iv) (i) で③を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<回答欄> (自由記述)

(v) (i) で④を選択した場合、その理由を教えてください。

<回答欄> (自由記述)

(vi) (i) で⑤を選択した場合、その理由を教えてください。

<回答欄> (自由記述)

3. その他

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して、上記のほかに御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄> (自由記述)

海賊版サイト対策としては、著作権侵害になるようなサイトを開設した者や運営している者を摘発し検挙するなど取り締まりを強化し、海賊版サイトを失くしていくことが基本であり、ユーザー（消費者）の通信の秘密に抵触するような施策の導入は避けるべきと考えます。静止画のダウンロード違法化については、文化庁文化審議会著作権分科会報告書で規制の対象範囲を著作物全般に拡大する提言がされていますが、ストリーミング方式の海賊版に対しては効果がないなど手法としても疑問の声が出されていることに加え、拡大することにより国民が私的に情報収集することに対する委縮効果が懸念されます。

仮にダウンロード違法化の要件を設定する場合は、以下のような内容にすべきと考えます。

「公衆を侵害コンテンツにことさらに誘導するものであると認められる」サイト・プログラムから、違法にアップロードされたものであると知りながら、著作物を一定のまとまりとして、原作をそのままダウンロードする場合

(2) リーチサイト対策に関して御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄> (自由記述)

(3) その他、海賊版対策全般に関して御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄> (自由記述)

インターネットにおける海賊版サイトの問題に関しては、本年4月23日に公表した当会意見書『『インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（案）』についての意見』でも述べている通り、著作権者の権利が侵害され多額の被害が生じていることから、一般ユーザー（消費者）としても被害防止は喫緊の課題と認識していますが、対策を講ずるにあたって表現の自由や通信の秘密が侵害されることになるのは問題であると考えます。

そもそも海賊版サイト対策として、違法行為を取り締まるためには、違法行為者の検挙及びリーチサイト対策を即刻実施すべきです。違法行為を行う者を抑制するために、ユーザー（消費者）のダウンロード行為の違法化をはじめ、ユーザー（消費者）の通信の秘密に抵触するような施策を導入することは本末転倒であり、避けるべきです。

ダウンロード違法化については、違法化の具体的な要件を確認しないと、本パブリックコメントの質問事項については懸念を抱かざるを得ません。また、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」のブロッキングについては、表現の自由、通信の秘密という憲法上の国民の権利や電気通信事業法に抵触する恐れがあり、法制度整備に反対します。

4. 御回答者

①個人/団体	②氏名/団体名	③団体の場合には意思決定のレベル
団体	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	理事会決定
④連絡先電話番号		⑤メールアドレス
03-5216-6024		webmaster@shodanren.gr.jp

※団体におかれては、団体の業務内容や構成員などが分かる資料の添付をお願いします。